

2. 村県民税・国保税の申告

村県民税・国民健康保険税の申告書は、1月中旬に連絡員さんを通じて各世帯に配布します。

【申告が必要な人】

- 平成29年1月1日現在、本村に住所がある方（住民基本台帳に登録されていない方でも本村に住んでいる方）は申告しなければなりません。（パート・アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です。）
 - 平成28年1月から12月までに所得がなかった方も必ず申告してください。（非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎資料に必要です。）
- ※ 所得税の申告をされた方や、平成28年1月から12月までの所得が給与所得のみの方（勤務先より村へ給与支払報告書の提出があった方）は申告の必要はありません。

◆申告や納税相談に必要なもの

【所得税・村県民税・国保税】

- 申告書…今年からは税務署からの確定申告書の送付はありませんが、申告案内のハガキが届いた方はご持参ください。
 - 印鑑…口座振替希望者の方は、通帳とその印鑑
 - 源泉徴収票…給与や年金などのある人は「平成28年分源泉徴収票」
 - 帳簿書類…事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」
 - 社会保険料・生命保険料・損害保険料の所得の控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」
 - 雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」
 - 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」
 - 寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」
 - 配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、「税額控除に必要な書類」（初年度の住宅借入金控除を受けられる方は建物の登記簿謄本等が必要ですので、税務署での申告をお願いします。）
- ※介護保険の要介護認定者（要支援は除く）は、障害者控除に当てはまる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な人は介護保険証と印鑑を持参のうえ、保健福祉課で申請を行ってください。

所得税の還付申告

～こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます～

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る（還付される）ことがあります。

【住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき】

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高15年間の選択で、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。



【年間の医療費が10万円または所得の5%を超えたとき】

家族の病気やけがなどで平成28年中に支払った医療費が、10万円または所得の5%を超えると、医療費控除を受けることができます。

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費（医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受け2回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場保健福祉課が発行する書類でおむつ証明書に代えることができます。詳しくは保健福祉課へおたずねください。）などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

簡単！スピーディー！！ ネットでどこでも申告・納税

自宅やオフィス、事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

詳しくは

e-Tax ホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（住民税務課）（電話：72-2311）

保健福祉課

◆福岡県介護保険広域連合からのお知らせ

平成29年度は、第7期（平成30年度から32年度）介護保険事業計画策定の年度になっております。福岡県介護保険広域連合においては、介護保険制度の適正な運営を図るため、事業計画策定委員会を開催します。つきましては、同委員会において、住民（被保険者）の立場からさまざまな建設的な意見、提案を受けるため、保健・医療・福祉等各分野の委員とともに参加できる住民代表の委員を募集いたします。

募集期間：平成29年1月20日（金）～平成29年2月20日（月）

詳細は、下記までご連絡ください。

福岡県介護保険広域連合 総務課企画電算係 TEL：092-643-7055

（関連ホームページ：URL <http://www.fukuoka-kaigo.jp/>）

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

住民税務課

◆「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求について

戦後 70 周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給されるものです。第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年 5 万円に増額するとともに、5 年ごとに国債が交付されます。

請求期限は、**平成 30 年 4 月 2 日（月）**です。

この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成 27 年 4 月 1 日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- 1 援護法による弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
（戦没者等と生計関係を有していなかった方などは除きます）
- 4 前記 3 以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 5 前記 1 から 4 以外の三親等内の親族
（戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上生計関係を有していた方に限ります）

給付内容

額面 25 万円、5 年償還の記名国債

お問合せ・請求窓口

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課（電話：74-2311）

企画政策課

◆平成 28 年度 第 1 回東峰村総合教育会議の報告

11 月 29 日（火）、東峰村総合教育会議を開催しました。

今回の協議事項は、「子育て支援」と「地域による学校の支援」の 2 点でした。「子育て支援」については、東峰村における子どもの貧困と対策、並びに学童保育等の放課後対策について、「地域による学校の支援」については、学校運営協議会（※コミュニティ・スクール）について協議が行われました。



▲協議を行う村長と教育委員

※コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域がともに智恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

総合教育会議とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を根拠に都道府県及び市町村において開催されるものです。会議は首長と教育委員会とで構成され、民意を代表する首長と教育委員会の連携強化を図る目的があります。会議は、原則公開で傍聴ができます。また、議事録は企画政策課の窓口で閲覧ができます。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：72-2311）

教育委員会

◆健康づくり地域交流フェスタ (H29.2.12)

東峰村の皆様の健康増進と世代間交流を目的に、今年も「健康づくり地域交流フェスタ」を開催します。

当日は、アビスパ福岡のコーチと一緒に、小学生からご年配の方まで楽しく参加できるスポーツレクリエーションを行います。

皆様のご参加を、心よりお待ちしております！！

- 1 開催日時 平成 29 年 2 月 12 日 (日)、午後 1 時～午後 5 時
- 2 開催場所 東峰村村民センター
- 3 募集人数 150 人
※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- 4 募集対象 小学生～年齢上限なし
※小学生は、保護者や代表の大人の方と一緒に参加してください。
- 5 申込方法 参加申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
※申込締切：平成 29 年 1 月 27 日 (金) まで
※電話や FAX. でのお申込みもできます。
- 6 お申込先 東峰村教育委員会 (TEL：72-2301、FAX：72-2302)

お問合せ

東峰村教育委員会 (電話：72-2301)



まずは、お電話ください。心の相談日以外にも、保健師による電話相談、来所相談を随時行っています。

- お問合せ：福岡県北筑後保健福祉環境事務所
健康増進課 精神保健係
電話：0946-22-3965

◎司法書士会無料相談会

福岡県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、福岡県内の司法書士が相続登記手続きに関する相続に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

- 日時：平成 29 年 2 月 1 日 (水) ～ 2 月 28 日 (火)
平日 9:00 ～ 17:00 (土日祝日は除く)
- 場所：福岡県司法書士会会員事務所
※相続可能事務所はホームページに掲載
「福岡県司法書士会」で検索ください。
- 最寄事務所の紹介：相続可能事務所に直接又は、司法書士総合相談センターにご連絡下さい。
【司法書士総合相談センター】
電話：0570-783-544 (平日 10:00 ～ 16:00)
- お問合せ：092-722-4131 (平日 10:00 ～ 16:00)



◎「こころの健康相談」について

こころの悩み・引きこもり・アルコール・認知症・思春期等でお悩みの方、または、その家族の方等のご相談を受けております。秘密は厳守します。お気軽にご相談下さい。専門医が相談に応じます。

「こころの相談 (全般)」

- 日時：毎月 毎週火曜日 13:30 ～ 15:00
- 場所：北筑後保健福祉環境事務所本庁舎
(朝倉総合庁舎内)

「児童及び思春期の相談」

- 日時：毎月 第 3 月曜日 13:30 ～ 15:00
- 場所：うきは市総合福祉センター
(うきは警察署西側)

相談は無料です。予約制となっておりますので、